

社会福祉法人若葉福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉福社会の評議員会・理事会・監事監査等に参加した者につき、支給する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において掲げる用語の定義は、(1)に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(支給の基準)

第3条 報酬の支給の基準は次のとおりとする。ただし、その地位にあることのみによっては支給しない。

2 法人の会議等に参加した者1名につき、各会議ごとに支給する。

- (1) 評議員会 3,000円
- (2) 理事会 3,000円
- (3) 監事監査 3,000円
- (4) 監査立会 3,000円
- (5) 上記のほか、法人・施設業務の為の出席 3,000円

3 理事会等に参加した役員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って、報酬として支給する。

(支給の方法)

第4条 第3条2項の会議に参加した役員等に対し、出席の都度現金にて支給する。

(適用除外)

第5条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

付 則

この規程は、平成 2年4月1日から適用する。

この規程は、平成 6年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成11年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成15年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成29年4月1日から一部変更する。

この規定は、平成30年4月1日から一部変更する。